

生活保護のケースワークの役割に関する近年の先行文献の研究

○ 大阪公立大学大学院 氏名 大里 祥 (010166)

キーワード：生活保護, ケースワーク, 現業員の役割

1. 研究目的

本研究は、生活保護制度の利用者（保護受給前の相談者も含む）に対する相談援助業務にあたる「ケースワーク」に関する近年の文献研究を通じて、「ケースワーク」の担当者の役割（以下、「ケースワーク」の役割とする。）について明らかにされていることの整理とともに、その課題を明らかにすることを目的とする。

近年、各市町村は支援関係機関が適切に連携できる仕組みの構築が求められており、「ケースワーク」もそのなかに含まれている。一方で、社会保障審議会(2022)において、現業員が関係機関との連携にあたり十分な協力を得られていないと感じていることが意見される等、生活保護の実施機関と支援関係機関との連携体制の整備が課題となっている。連携の促進にあたっては各機関による相互の役割の理解が重要であるため、「ケースワーク」の役割を明らかにする必要がある。したがって、本研究では、先行文献において、その役割について明らかにされていることを整理するとともに、その課題を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

本研究をすすめるにあたっては「ケースワーク」とは何かをはじめに明確にする必要があるため、先行文献から本研究における「ケースワーク」を定義し、その後、「ケースワーク」の役割について検討する。

研究方法について、NII 学術情報ナビゲータデータベース「CiNii」を使用し、「生活保護 or ケースワーク」をキーワードとして、2015 年から現在（2025 年 3 月）の論文を検索する。2015 年以降にする理由は、2017 年の改正社会福祉法に加えて、生活保護制度と並び、生活困窮者を対象とした新たな制度である生活困窮者自立支援制度が 2015 年に施行される等、生活保護制度を取り巻く状況が変化しており、それに対応した研究に焦点を当てるためである。つづいて、それらのうち、主に「ケースワーク」に関する内容を研究した論文を抽出する。そして、抽出したものを各論文の題名や要旨をもとに、主な研究テーマと分析対象ごとに類型化し、分類ごとにその内容を分析していくこととする。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮について、本研究は、既に公表されている先行文献を使用し分析したものである。また、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にのっとり、研究を実施した。なお、本発表に関連して、開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

「CiNii」でキーワード検索した結果、該当する論文は 467 本あり、そのうち、各論文の題名を確認したところ、主に「ケースワーク」に関する内容を研究した論文は 49 本あった。49 本について、それぞれの題名や要旨をもとに研究テーマを枠組み、実施体制、具体的内容、意

識,専門性,裁量の6つに分類した。

次に,各論文を主な分析対象ごとに「ケースワーク」に関係する制度,政策,実施体制,社会意識や先行文献を対象とした分析(以下,マクロレベルとする。)と,現業員,支援関係者や利用者等の個人を対象とした分析(以下,ミクロレベルとする。)に二分し,テーマの分類と合わせて整理した。

5. 考察

近年の先行文献の研究から「ケースワーク」の役割について明らかになったことを整理すると3点ある。1点目は,「ケースワーク」の役割の一つの側面は生活保護法の目的によって導き出すことができるが,この目的の解釈をめぐっては生活保護法制定時から現在に至るまで様々な議論がされていることである。特に「ケースワーク」の目的の一つとされる「自立の助長」にかかる「自立」の捉え方,「助長」の程度,最低生活の保障との関係は絶えず議論の対象となってきた。したがって,「ケースワーク」の役割の特定にあたっては,これらの議論をふまえることが必要である。

2点目は,「ケースワーク」に求められる役割と実態には齟齬があることである。「ケースワーク」には法律上に明示されていない行政行為も多く含まれており,これらの行為は様々な要因により影響を受けている。したがって,役割の特定にあたっては求められる役割とともに実態をみる必要がある。

3点目は,「ケースワーク」の担当者の多様化に伴い,現業員と多機関との連携する機会が増加しており,「ケースワーク」の役割の遂行にあたり連携内容やその質が課題になっていることである。したがって,「ケースワーク」の実態把握にあたっては,現業員の働きだけでなく,現業員と各支援関係者との連携部分にも着目し,検討していくことが必要である。

つづいて,先行文献をふまえた今後の研究課題を述べる。まず,これまでの「ケースワーク」の役割に関する研究はマクロレベルの分析からみた求められる役割についてのものが多く,ミクロレベルでの実態の研究が少ないことである。したがって,求められる役割と実態との齟齬を明らかにするためにも,現業員,支援関係者等の個人を対象とした研究が必要である。

次に,現状のミクロレベルの研究をみると,分析対象の中心となっている現業員については,「ケースワーク」に対する感情に焦点が当てられることが多く,現業員自身の「ケースワーク」に対する認識に着目した研究は少ない。「ケースワーク」の実践は様々な要素に影響を受けるため,その一つの要素である現業員による認識を分析することが課題である。

さらに,現在のミクロレベルの分析対象は現業員が中心であり,他の「ケースワーク」の担当との連携や,利用者側の視点が不足している。現在,「ケースワーク」の担当者が広がっており,現業員と支援関係者との連携や,利用者側の視点に着目した研究が必要である。

【参考文献】

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(2022)『生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)』。